

観光税導入に係る有識者会議資料
令和2年2月5日

小樽市における宿泊税導入の検討に関するアンケート調査票 (案)

このアンケート調査は、本市において現在検討を進めている「宿泊税」について、導入した場合の影響、用途の要望等について、市として具体的に把握し、より良い制度とするため、市内宿泊施設に調査するものです。お手数ですが、趣旨ご理解の上御協力お願い申し上げます。

なお、このアンケート調査結果は、小樽市における宿泊税導入に関する調査のみに使用し、ほかの目的には使用いたしません。また集計資料等を公表することがありますが、個々の回答が判別できるような公表は行いません。

返送（投函）期限は令和2年2月●●日までとなっておりますので、期限までの回答および投函にご協力お願いします。

重要（回答いただく前に必ずお読みください）

宿泊税について

- 今後もインバウンドを中心に増加が見込まれる本市の観光客の入込状況において、観光を中心としたまちづくり、経済の活性化を図るためには、より充実した受け入れ体制の整備が求められています。
- しかし、少子高齢化が進展する現状では、政策的な事業に使える予算を割くことが難しいため、新たな観光財源の確保策を早急に検討する必要があります。
- そのため、本市においては、諸施策を比較検討した結果、財源の規模や安定性、受益と負担の関係性の観点から、東京都をはじめ各地で実施されている「宿泊税」の導入について検討を進めていくこととなりました。
- また、道内においては、倶知安町が令和元年11月より宿泊税が導入され、宿泊料金の2%の徴収を行っており、北海道としても宿泊税の導入に向けた検討を進めています。

※本市における宿泊税の議論経過詳細につきましては、

小樽市ホームページ

<https://www.city.otaru.lg.jp/kankou/torikumi/kankozei/index.html>をご覧ください。



【質問】

1. 貴施設について伺います

(1) 貴施設の種別について教えてください。(番号を○で囲んでください)

1. ホテル 2. 旅館 3. 簡易宿所（ゲストハウス含む） 4. 民泊

(2) 貴施設の規模（客室数）について教えてください。(番号を○で囲んでください)

1. 10室未満 2. 10～30室未満 3. 30～50室未満 4. 50～100室未満
5. 100室以上

(3) 貴施設における下表の宿泊料金区分に該当する部屋の有無についてお答えください。また、可能な範囲で宿泊料金区分ごとの延べ宿泊者数について教えてください。※宿泊料金につきましては、年間若しくは月平均など把握できる範囲でお答えいただいても構いません。

(太枠内に記入してください)

宿泊料金 (1人1泊当たり) ※消費税、地方消費税、入湯税、その他の税及び食事代を除く	左記料金に 該当する 部屋の室数	延べ宿泊者数 (平成30年度)
3,000円未満	室	人
3,000円以上 5,000円未満	室	人
5,000円以上 7,000円未満	室	人
7,000円以上 10,000円未満	室	人
10,000円以上 15,000円未満	室	人
15,000円以上 20,000円未満	室	人
20,000円以上 50,000円未満	室	人
50,000円以上	室	人
計	室	人

2. 宿泊税を導入した場合の影響について伺います。

宿泊税を導入した場合、宿泊者数の減少などの影響が現れると思いますか。

(番号を○で囲んでください)

1. ほとんど影響はない
2. 多少は影響があると思われる
3. かなり影響がある
4. わからない／何とも言えない

※上記を選択した理由を教えてください。

3. 宿泊税の税額について

(1) 他都市の宿泊税においては、税の賦課方法が「定額」または「定率」のようになっています。このことについてご意見をお聞かせください。

(番号を○で囲んでください)

1. 定額がよい (2) へ
2. 定率がよい (3) へ
3. わからない／何ともいえない

※上記を選択した理由を教えてください。

→(2) (3. (1) で「定額」が良いとお答えいただいた方にお伺いします)

現在、北海道においても、宿泊税の導入について検討が行われており、本市が宿泊税を導入した場合は北海道と合計した税額を徴収することとなります。福岡県の事例については下表のとおりとなっています。このことについてご意見をお聞かせください。

	福岡県 (福岡市、北九州市)
税額	県と市合計で 1人1泊200円

本市において「定額」を採用するとした場合、1人1泊の税額（導入検討中の北海道宿泊税との合計）はいくらが妥当と考えますか。(番号を○で囲んでください)

1. 200円
2. 200円を超える額 (具体的に _____円)
3. わからない／何ともいえない

※上記を選択した理由を教えてください。

→(3) (3. (1) にて定率が良いとお答えいただいた方にお伺いします)

他都市（倶知安町）においては税額を「定率」とし、税率は2%としています。このことについてご意見をお聞かせください。

本市において「定率」を採用するとした場合、その税率は何%が妥当と考えますか。

(番号を○で囲んでください)

(次ページへ)

1. 倶知安町と同じ2%
2. その他（具体的に_____%）
3. わからない／何ともいえない

※上記を選択した理由を教えてください。

(4) 他都市の宿泊税においては下表のとおり宿泊料金により税額が異なる場合があります。このことについて御意見をお聞かせください。（番号を○で囲んでください）

	京都市	金沢市	倶知安町、福岡県 (福岡市、北九州市)
税率 (税額)	一人一泊について、宿泊 料金が ①2万円未満 200円 ②2万円以上 500円 ③5万円以上 1000円	一人一泊について宿 泊料金が ①2万円未満 200円 ②2万円以上 500円	段階の課税なし (一律の課税)

1. 宿泊料金により税額の区分を設けない（段階の課税をしない）ほうがよい
2. 宿泊料金により税額の区分があっても差し支えない
3. わからない／何ともいえない

※上記を選択した理由を教えてください。

4. 課税免除について

(1) 他都市の宿泊税においては下表のとおり宿泊料金により段階により課税免除とする場合があります。このことについてご意見をお聞かせください。

	東京都	大阪府	京都市、金沢市、倶知安町、福岡県（福岡市、北九州市）
税率（税率）	一人一泊について、宿泊料金が ①1万円未満 課税免除 ②1万円以上 100円 ③1万5千円以上 200円	一人一泊について宿泊料金が ①7千円未満 課税免除 ②7千円以上 100円 ③1万5千円以上 200円 ④2万円以上 300円	課税免除額（免税点）なし

1. 宿泊料金によって課税免除を設けたほうがよい
2. 宿泊料金によって課税免除は設けないほうがよい
3. わからない／何ともいえない

※上記を選択した理由を教えてください。

(2) 他都市の宿泊税においては下表のとおり将来の観光客増加の期待から、修学旅行などに参加する学生引率者を課税免除とする場合があります。このことについてご意見をお聞かせください。（番号を○で囲んでください）

	京都市	倶知安町	東京都、大阪府、金沢市、福岡県（福岡市、北九州市）
課税免除の対象	修学旅行など学校行事に参加する学生、引率者など	①修学旅行など学校行事に参加する学生、引率者など ②職場体験する学生など	修学旅行等による課税免除なし

(次ページへ)

1. 修学旅行等の課税免除を設けたほうがよい
2. 修学旅行等の課税免除は設けないほうがよい
3. わからない／何ともいえない

※上記を選択した理由を教えてください。

宿泊税の使い道について

5. 宿泊税の使い道として望ましいと思うものを教えてください（番号を○で囲んでください。複数回答可）

1. 観光 PR や観光案内所の機能強化
2. 日本型DMO※（観光地域づくり法人）の運営財源
3. 宿泊施設や観光事業者へのインバウンド対応等補助金（バリアフリー、トイレ洋式化等への補助）
4. 観光客のための災害対応施策
5. 歴史的建造物の保全
6. 観光地の除排雪
7. 二次交通対策（観光用循環バス等の整備など）
8. 街中や観光地での多言語案内の整備
9. 観光地等の公衆トイレの整備（洋式化やバリアフリー化）
10. 観光地等の公衆無線 LAN（Wi-Fi）の整備
11. クルーズ船の受け入れ環境整備（ふ頭の再整備など）
12. その他

※日本型DMOとは：Destination Management/Marketing Organization

地域の観光戦略をつくり地域住民や行政と連携して観光振興を担う法人であり、小樽市では、小樽観光協会がこの DMO の機能を担い令和3年度中の認定を目指して準備を進めています。

その他、観光振興についてなど、ご意見がございましたらご自由にお書きください。



ご担当者について

貴事業者名	
ご担当者氏名	
ご連絡先（日中連絡のつく電話番号）	
FAX	
e-mail	

以上になります。ご協力ありがとうございました。

【連絡先】

小樽市産業港湾部観光振興室

〒047-0007 小樽市港町4番3号

電話 0134-32-4111 内線 450・451

FAX 0134-27-8600

Eメール kanko@city.otaru.lg.jp